

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊生企第136号

令和7年3月3日

SNSに起因する児童の性被害等防止のための注意喚起・警告の実施について
(通達)

SNSに起因する児童の性被害等の未然防止のため、県警察では、これまで、「SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進について(通達)」(令和4年12月14日付け熊生企第959号。以下「旧通達」という。)により、SNSにおける注意喚起・警告を実施してきたが、現状を踏まえ、より一層実効性を高めるため、その実施要領を見直し、別添「SNSに起因する児童の性被害等防止のための注意喚起・警告の実施要領」のとおり実施することとしたので、効果的な推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

SNSに起因する児童の性被害等防止のための注意喚起・警告の実施要領

1 注意喚起・警告の目的

サイバーパトロール（ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法情報・有害情報を把握する活動をいう。）を通じて、SNS上の、児童の性被害等につながるおそれのある書き込み（以下「対象となる書き込み」という。）を発見し、注意喚起・警告を実施することにより、児童の性被害等の未然防止を図ることを目的とする。

2 実施所属

生活安全企画課及び警察署とする。なお、注意喚起・警告は生活安全企画課においてのみ実施する。

3 実施体制

- (1) 適正な注意喚起・警告を行うため、生活安全企画課に注意喚起・警告実施責任者及び注意喚起・警告実施担当者を置く。
- (2) 注意喚起・警告実施責任者（以下「実施責任者」という。）は生活安全企画課長をもって充て、注意喚起・警告事務を総括する。
- (3) 注意喚起・警告実施担当者（以下「実施担当者」という。）は、生活安全企画課少年保護対策室肥後っ子サポートセンター係の補佐及び係長の職にある警察職員をもって充て、実施責任者を補佐し、注意喚起・警告事務を担当する。

4 対象となる書き込み

X（旧Twitter）に投稿された書き込みのうち、書き込みに関連する地域が熊本県内、又は地域性が不明なものであり、書き込み内容又はプロフィール情報から投稿者又はその対象者が児童と思料される者であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童が、又は児童に対し、対償の有無を問わず性的行為を要求するもの、又は面会要求するもの。
- (2) 児童が宿泊先提供を求めるもの、又は児童に宿泊先を提供しようとするもの、又は児童が紹介を求めているもの。
- (3) 児童に性的サービス等の有害業務を紹介しようとするもの。
- (4) 児童ポルノを陳列・提供したり、買い取りを求めるもの。
- (5) 児童、又は児童以外の者に対し、児童ポルノの製造、売買、陳列等を働きかける、又は児童ポルノには至らないが児童を盗撮した画像等の製造、売買、陳列等を求めるもの。
- (6) 上記(1)から(5)以外に、児童を性的欲求の対象とする意識を助長するもの。

5 実施要領

(1) 対象となる書き込みの発見

実施所属は、積極的にサイバーパトロールを実施し、対象となる書き込みの発見に努めるものとする。

(2) 生活安全企画課への連絡

対象となる書き込みを発見した警察職員は、速やかに、当該書き込みのURLを、実施責任者が別途定めるメールアドレス等に送信し、生活安全企画課に連絡するも

のとする。

(3) 注意喚起・警告の実施

サイバーパトロールにより発見した対象となる書き込みが、実施担当者において前4に定める対象となる書き込みの各類型に該当することが明白であるとき、実施責任者は、実施担当者をして、生活安全企画課少年保護対策室の保有するX公式アカウントのリプライ機能を活用し、速やかに注意喚起・警告を実施させるものとする。

この場合において、実施担当者は、対象となる書き込みやそのアカウント等について、注意喚起・警告を実施した後、速やかに実施責任者に報告すること。ただし、警告を実施することにより、将来紛議が生じるおそれのある場合など、警告の実施に疑義がある場合は、実施担当者は、実施責任者の承認を得て警告するものとする。

(4) 報告

実施担当者は、月ごとに、注意喚起・警告の実施結果の報告を行うものとする。

また、実施責任者は実施所属に対し、そのとりまとめ状況を定期的に周知するものとする。

6 留意事項

- (1) 本活動に当たっては、より多数の対象となる書き込みを発見するため、必要に応じて、防犯ボランティア等に対して、対象となる書き込みの発見と警察への報告を依頼するなど、効率的なサイバーパトロールの実施に努めること。
- (2) サイバーパトロールを実施した際、自殺予告事案を把握した場合は、「インターネット上の自殺予告に係る対処要領の改訂について（通達）」（令和4年9月7日付け熊サ対第637号）に基づき、適切に対応すること。また、児童の安全を早急に確保する必要が認められる場合は、事案に応じた関係する法令、通達等に基づき、適切かつ組織的に対応すること。

なお、Xは生命や身体に対する危険等の差し迫った事態が発生している場合、状況に応じてアカウント情報等を提供する「緊急開示要請」に対応していることから、事案に応じて活用すること。（事業者照会・差押え要領データベース（B i s o d）に掲載されているX社の「捜査機関のためのガイドライン添付資料」参照）

- (3) 発見した対象となる書き込みが、明白な児童ポルノの画像や児童買春の誘引（売春防止法違反の誘引に該当）の投稿であるなど「Twitter社に対する違法情報の削除依頼実施要領について（通達）」（令和4年6月1日付け熊サ対第451号）に示す、X社への削除依頼が可能な「違法情報」に該当する場合は、併せて削除依頼を行うこと。
- (4) S N Sの利用に当たっては、「熊本県警察における情報セキュリティに関する対策基準」（令和6年12月10日付け熊情管第417号別添。以下「対策基準」という。）及び「熊本県警察における情報セキュリティに関する対策基準細目」（令和6年12月10日付け熊情管第418号別添。）に係る規定において定められるクラウドサービスの取扱いに係る規定を遵守の上、適切な運用に努めること。
- (5) 実施責任者及び運用管理者は、対策基準第2の2(4)ア(ア)の要報告インシデントを認知したときは、情報管理課長を経由して情報セキュリティ管理者に速やかに報告するものとする。